



2016年2月15日

各 位

会 社 名 鳥居薬品株式会社
代表者名 代表取締役社長 高木 正一郎
(コード番号 4551 東証第一部)
問合せ先 経営企画部 (TEL 03-3231-6814)

取締役に対するストック・オプション（新株予約権）の導入に関するお知らせ

当社は、2016年2月15日開催の当社取締役会において、当社の取締役（非業務執行取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的内容に関する議案を、2016年3月24日開催予定の第124回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬等としてストック・オプション（新株予約権）を発行する理由

当社の持続的な事業成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた、当社取締役（非業務執行取締役を除く。）の貢献意欲を、より一層高めるためのインセンティブとすることを目的としております。

2. 議案の内容

当社の取締役の報酬等の額につきましては、2007年6月21日開催の第115回定時株主総会において、年額3億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とすることをご承認いただいておりますが、当該報酬額とは別枠で、当社取締役（非業務執行取締役を除く。）に対する報酬等として年額10百万円の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、ストック・オプションとしての報酬等の額は、割り当てられる新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額になります。

ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容は、以下のとおりです。

(1) 新株予約権の総数

190個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 19,000 株を上限とし、新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、新株予約権 1 個当たり当社の普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議をもって合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式に基づき算定される新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。但し、当社は新株予約権の割当てを受ける取締役に対し、当該取締役が割当てを受ける新株予約権の払込金額の総額に相当する報酬請求権を付与することとし、金銭による新株予約権の払込金額の払込みに代えて、当該報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた価額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。但し、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

なお、上記以外の行使価額の調整については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めることができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より3年以内の範囲で、当社取締役会の定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、割当日から2018年に開催予定の定時株主総会の前日までに退任又は退職した場合、退任又は退職後2年間に限り、割当てを受けた新株予約権を、その半数を上限に行使することができる。
- ② その他の条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の内容

その他の新株予約権の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

【ご参考】

当社は当社執行役員に対しても、取締役と同様にストック・オプションとして上記2.(2)から2.(8)までと同内容の新株予約権を、当社が必要とする個数において割り当てる予定です。また、ストック・オプションの権利行使の際には、当社が保有する自己株式(2015年12月31日現在500,768株)を充当する予定です。

以上